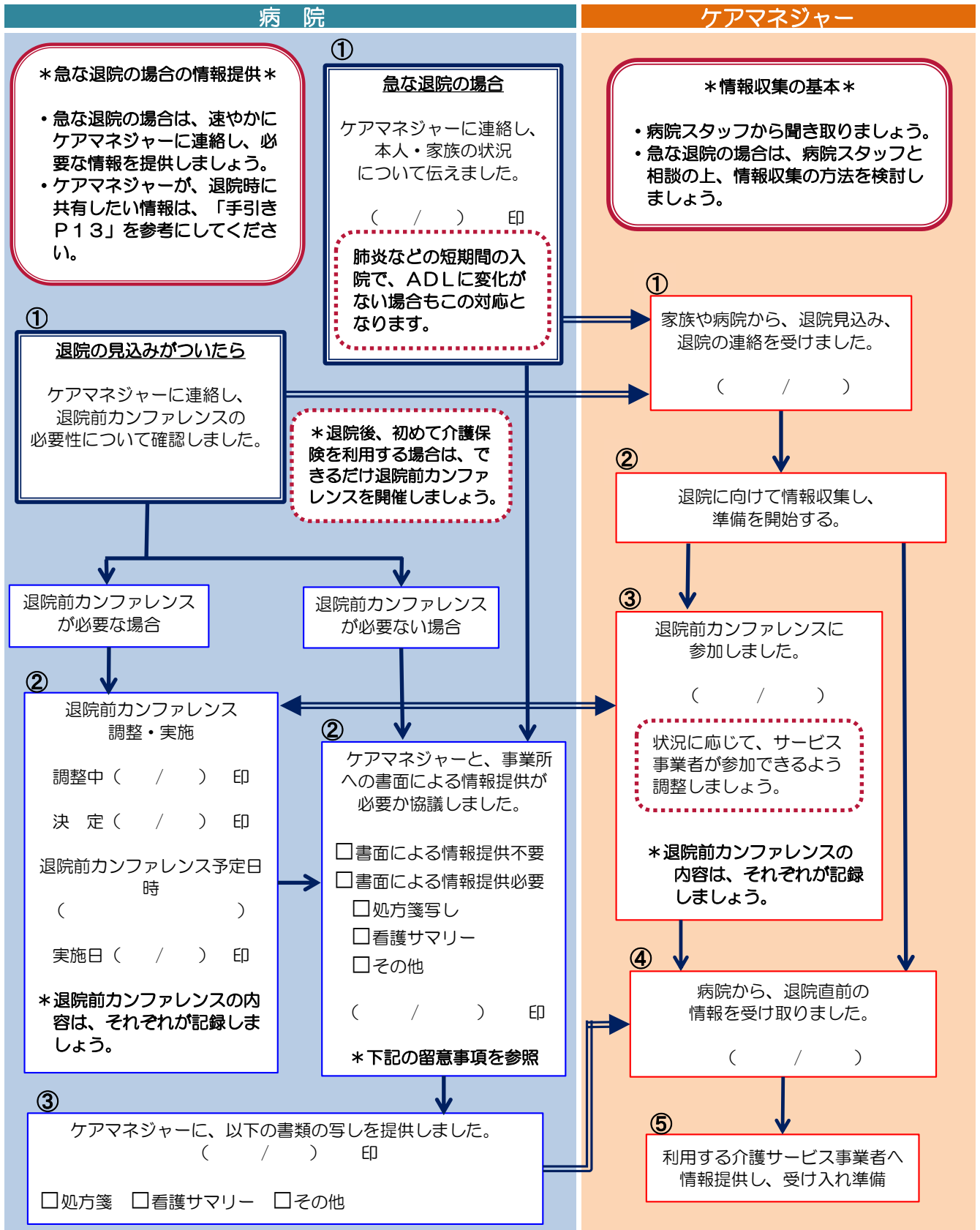


退院時の連携～退院への準備～

入院年月日 年 月 日
 患者（利用者）氏名 年齢 歳



ケアマネジャーへの書面による情報提供に関する留意事項

○サービス提供事業所の看護職が看護サマリーを必要とする場合
 →病院看護師は、退院前カンファレンスの有無にかかわらず、事業所の看護職あてに看護サマリーを作成し、ケアマネジャーが情報を共有する観点から、本人あるいは家族の同意を得た上で、ケアマネジャーにその写しを提供しましょう。

○サービス提供事業所の看護職が看護サマリーを必要としない場合
 →ケアマネジャーに、退院時処方箋の写しを提供しましょう。

介護認定を受けていない者で、退院後の生活を送る上で、何らかの支援が必要な場合

病院スタッフは、家族に、本人の住所地の地域包括支援センターへ相談するよう促しましょう。

8)「退院時の連携～退院への準備～」に関する留意事項

(1) ケアマネジャーへの退院の連絡について

退院の見込みがいたら、病院スタッフはケアマネジャーに連絡しましょう。その際に、退院前カンファレンス開催の必要性について確認しましょう。

(2) ケアマネジャーが行う情報収集について

ケアマネジャーが在宅療養に向けて行う情報収集は、基本的に病院スタッフから聞き取りましょう。

(3) 急な退院の場合について

- ・病院スタッフは、速やかにケアマネジャーに連絡し、必要な情報を提供しましょう。
- ・その際に病院スタッフは、サービス提供事業所への書面による情報提供が必要かについて、「(5) 病院からケアマネジャーへの書面による情報提供に関する留意事項」を参考に、ケアマネジャーと協議しましょう。
- ・ケアマネジャーが必要な情報については、P 13の「退院時にケアマネジャーが共有したい情報」を参考にしましょう。
- ・「肺炎、軽い胃腸炎、軽度のイレウスなど短期間の入院で、ADLに変化がない」患者の場合は、「急な退院の場合」と同じ対応になります。また、この場合は退院前カンファレンスを開催はありません。

(4) 退院前カンファレンスについて

退院後初めて介護保険サービスを利用する場合、病院スタッフはできるだけ退院前カンファレンスを開催しましょう。

<退院前カンファレンスを開催する場合>

- ・ケアマネジャーは、必要に応じて退院後に患者（利用者）が利用する介護保険サービスの担当者も出席できるよう調整しましょう。
- ・カンファレンスの内容については、出席者がそれぞれ記録しましょう。
- ・病院スタッフは、サービス提供事業所への書面による情報提供が必要かについて、「(5) 病院からケアマネジャーへの書面による情報提供に関する留意点」を参考に、ケアマネジャーと協議しましょう。

<退院前カンファレンスを開催しない場合>

- ・病院スタッフは、サービス提供事業所への書面による情報提供が必要かについて、「(5) 病院からケアマネジャーへの書面による情報提供に関する留意点」を参考に、ケアマネジャーと協議しましょう。

(5) 病院からケアマネジャーへの書面による情報提供に関する留意事項

- ・看護サマリーは、退院前カンファレンスの有無にかかわらず、サービス提供事業所の看護職が看護サマリーを必要とする場合、病院の看護職は作成しましょう。
- ・その場合、ケアマネジャーが情報を共有する観点から、本人または家族の同意を得た上で、ケアマネジャーにその写しを提供しましょう。
- ・サービス提供事業所の看護職が看護サマリーを必要としない場合は、ケアマネジャーに、退院時処方箋の写しを提供しましょう。

(6) 介護認定を受けていない者で、退院後の生活を送る上で何らかの支援が必要な場合

- ・家族等に、住所地の地域包括支援センターへ相談するよう促しましょう。